

日本経済思想史 第1回

2004年度冬学期
武田晴人

⚠:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

1. 課題の設定と講義の進め方

● 経済思想史の課題

経済学説史が学問としての経済学の理論の変遷を追いかけるのに対して、経済思想史は、人々の慣習や行動、制度の中に埋め込まれている考え方＝「経済観念」を明らかにすることを通して、経済学の分析の基礎となっている概念を相対化し、歴史的な分析＝経済史学研究によりリアルな分析道具を提供することによって歴史認識を豊富化させ、ひいては経済学そのものにも基礎的な考え方に見直しを求め得るという役割を担う。

経済史と経済思想史

●経済史研究の直面する困難

経済現象を対象として、政策領域や企業活動、そして消費者行動などを視野に収めながら、その因果的な関係を追いかけるとき、私たちは説明困難な状況に直面する。

①なぜ、この企業はこのような戦略決定を行ったのか、

②政策担当者はなぜこうした選択をしたのか

という主体的な行動に関わる説明困難は、理論的な道具として
いる経済学の前提とする余りにも単純な人間観からは説明できない。

●理論的な一貫性を保つことは、理論研究にとって不可欠であるとしても、史実はもっと複雑で理論では割り切れないという、ごく常識的な答えを返す以外に無いとすれば、社会科学はいつまでもたっても人間行動の説明をできないとあきらめるしかないのであらうか。

規範意識を分析することで行動を理解する

- 解決の方法の一つとして、

行動を律している「規範意識」や経済行動を規律する考え方、あるいはその社会に内在する経済的な行動に関わる共同意識から分析することで、行動を理解可能なものとすることができるかもしれない。

- それは単純に可能性の問題であって、確定的な、問題解決の決定的な手段となるというものではない。

ただ、人間行動を理解しようとするとき、その時代、意識、などに即して「意味を理解しようとする」という接近方法には、前進の可能性があるということになる。

帰納法的なアプローチ

- こうした研究に関して適切なアプローチの方法

伝承されている慣習や人々の「言説」から得られる、帰納法的に得られる「原理的な考え方、概念」を明らかにしていく。

- 言葉の意味は変わるし、それが表象する現象・内容も変わる。従って、そうした意味をその時代に即して考える必要がある。

ただし、実証的な手続きはそれほど容易ではない。

どれほどの数の例を示せばそこから帰納された「経済観念」の適切な理解であるか、ということはあらかじめ示せる基準としては見出し得ない。

- そうした概念理解の適切さは、それによって当時の経済的な状態を説明しうる道具立てとなるかどうかということに関わっている。つまり、説明力のある仮説として利用可能かどうか、それは実証的な経済史研究の中にいきるかどうかによって、成果の程度が図られることになる。

比較史的視点の有効性

● 留意点

こうしたアプローチはしばしば個性的な記述に陥って、たとえば、だから日本は特殊な社会なのだというような結論を導きやすい。

そうした失敗を犯さないために、ここでは、日本の現実から得られた理解について、できるだけ外国との比較を通して相対化し、そこに見出される普遍性と特殊性とを明確に分別する。

講義のテキスト

● 武田晴人『日本人の経済観念』

岩波書店、1999年

第1章 企業と出資者

第2章 市場と競争

第3章 契約と紛争解決

第4章 労働の規律と雇用の保障

第5章 国益と政府

2. 企業観の変遷

● 2-1 1955年経済同友会

● 1990年代以降、企業の不祥事などを通して、企業の社会的な責任が問われているが、それは、日本の企業のあり方が特異であるが故に発生したというわけでもない。

● 企業の規律の弛緩は、日本的な経営の故ではないことは、ワールドコム等のアメリカスタイルの企業でも発生した。

● 日本ハムや雪印、あるいは三菱自動車の事例は、何を示しているかを明確にするためには、企業が誰のものかというような最近の論議だけでは片づかない問題領域に踏み込む必要もある。

歴史の中にはそれを考える手掛りもある。

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」

経済同友会、昭和三十一年十一月二十一日の大会決議、

- (一) 経営者は、**企業の公器性**を自覚し、自己の利益だけでなく、社会との調和をとりながら企業を経営することを社会的責任と心得て遂行する。
- (二) この際、日本経済の不均衡が妨げになるので、その体質の改造と**企業者の近代化**を併行して行なう。
- (三) 日本経済の体質改造には、**変容しつつある現代資本主義を基本理念として社会平衡力の形成と公正競争ルールの確立**に努力する。
- (四) 企業経営の近代化には、技術革新と市場開拓を中心に利潤をふやし、これを**資本家、経営者、労働者に公正に分配**する。

一、企業の公器性の自覚

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

- 現在世界の動向を見るに、各国はこぞって原子力の産業利用、オートメーションの普及など技術革新を進め、生産性向上に努力し、その国民経済に強じんな生命力を注入している。わが国民経済もいまや一大転機にのぞんでいるので、日本経済の進むべき方途を見出すことがきわめて必要である。
- この際、経営者として何をなすべきかといえ、最も重要なことは、**経営者の社会的責任の自覚と実践**である。

一、企業の公器性の自覚

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

●そもそも企業は、今日においては、単純素朴な私有の域を脱して、社会諸制度の有力な一環をなし、その経営もただに資本の提供者から委ねられておるのみではなく、それを含めた全社会から信託されるものとなっている。と同時に、個別企業の利益が、そのまま社会のそれと調和した時代は過ぎ、現在においては、経営者が進んでその調節に努力しなければ、国民経済の繁栄はもちろんのこと、企業の発展をはかることもできなくなるに至っている。

一、企業の公器性の自覚

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

●換言すれば、現代の経営者は、倫理的にも実際的にも、単に自己の企業の利益のみを追うことは許されず、経済・社会との調和において、生産諸要素を最も有効に結合し、安価かつ良質な商品を生産し、サービスを提供するという立場に立たなくてはならない。そしてこのような形の企業経営こそ、まさに近代的というに値するものであり、経営者の社会的責任とは、これを遂行することに外ならぬ。この社会的責任、企業の公器性の自覚は、**米英等多くの国々では今日では常識**となっているが、今後のわが国経済の健全な耐拡大も、基本的には経営者がこれを果すか否かにかかっているといえる。

二、経済体質の改造

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

●わが国では明治初期以来、政府が中心となって急速な近代工業化をすすめ、世界に稀有な成長率を示してきた。

●しかし、この急速な近代工業化は、一方において近代的部門の成立をもたらしながらも、後進的な中小企業や農村をとり残してしまった。生産力として近代的部門と後進的部門とが併存し、また生産の先進性と消費の後進性というギャップを生じた。この併存関係、ギャップの存在は社会生活における差異の原因であり、今後現代的資本主義経済を発展させる障害となっている。その**体質改造のため消費者主権、独占の弊害緩和・除去、資本主義の組織化、安定的成長、誘導経済**に思いを致さなければならない。

三、経営者が社会的責任を果す実践基盤の建設

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

実践基盤、すなわち中進国的性格を克服し、消費者主権の厳存する組織化された体制をきずくのには、第一には、権力の集中による強者の権力支配を排除し、経済諸力が公正な関係を維持できるようにすること、すなわち**社会平衡力を形成すること**であり、第二には、この社会平衡力を前提とした資本主義的競争のルール、公正競争のルールを確立することである。

四、企業経営の近代化

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

- 公正利潤を基本目標とし、長期的に安定した利潤を求める必要がある。この必要から経営者は、試験・研究を熱心に行ない、創造的機能を発揮して経済要素の新結合すなわち技術革新と市場開拓を長期的視野に立って実行する。このような態度があつてこそ、近代的管理技術も進歩し、その成果をあげ得る。

四、企業経営の近代化

資料1「経営者の社会的責任の自覚と実践」つづき

- **企業所得の公正な分配**をはからなければならない。「公正競争のもとに創造する大きな、且つ公正な利潤」は経済合理性の尺度であり、その「公正な分配」は、ヒューマニズムの発露である。経営者は資本・労働・資源の生産諸要素を結合して社会的に必要な生産を指導し、これを消費者に供給する職能をもつものであるが、これら**生産要素の提供者である資本家、労働者、仕入先、下請等**に対し、それぞれが提供した**生産要素に公正に対価を支払い、消費者により大きな満足を与える責任**がある。
- 現在の経営者は、とくに意識的・計画的に次代の経営者を養成しなければならない。それは経営の社会的責任の一つである。

経済同友会「経営者の社会的責任の自覚と実践」の意義

- 企業の社会的な責任の自覚を促す決議、その具体的な方策としての株主権の制限。
- さらに、企業の「有機体的共同性」という見方
- それらは、現在のコーポレートガバナンス論の「株主主権」とは対極的。

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた
「桜田武の肖像画」
を省略させていただきます。

桜田武

『経済団体連合会十年史』
p.113 経済団体連合会 1962年

資料2 経済同友会 昭和三十年十月 大会の席上、桜田武発言

- (一)今日は力と数の時代ではなくて、知識と技術の時代であること。
- (二)資本家の時代から**経営者の時代**へとすすんでいること。
- (三)経営者は、もはや資本の持主でもその代弁者でもなく、勤労者の出身でその中から選ばれるものであること。
- (四)したがって、**企業は資本の所有者の私のものではなく、公けのもので、経営者はこれをあずかっている被寄託者であること。**
- (五)株主の権利は尊重されるべきであるが、それと同時にあるいはそれ以上に、**経営者は勤労者の利益を尊重し、そして一層公けの利益を尊重し、公けに奉仕すべきであること。**

資料3 幹事桜田武発言

昭和三十年十一月十日、第八回全国大会

- 『私は事業経営がこのような経営者によって握られる限り、たとえわが国に政治的変革が、予想される最悪の状態において到来し、如何なる政治権力が樹立されても配分の問題の前提となるところの生産力の維持拡大を必要とする限り、この経営陣営の智能と良心とに依存せずしては国民生活の維持は不可能であることを確信している』とその信念を吐露された。

「経済同友会十年史」

- 『この発言は同友会による新しい経営者理念の探究に、一つの有力な手がかりを与えたと同時に、政治的混迷期における経営者にある種の新風を吹き込んだものと見てよい』と。

● 経済同友会は、この大会においてなお「議会政治擁護に関する決議」をも採決したが、その決議の一項に『社会保障政策等の拡大に協力する』とあることは、注意すべきことである。この決議と同時に、「議会政治擁護のための、経済同友会全国組織における活動方針」も決定されたが、その要点は左のごとくである。

- 第一、経営者の経営に対する方策
 - 一、正しい経済理念と経営倫理の確立
 - 二、経営の近代化ならびに生産性向上に対する方策
- 第二、経営者の政治に対する方策
 - 一、議会政治を国情及び民度に適合せしめるための方策
 - 二、破壊勢力発生原因の究明と対策
 - 三、議会政治擁護のための具体策

経済同友会決議の背景

- 系譜的・起源としては
- 資料5の企業民主化試案
-

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた
「大塚万丈の肖像画」
を省略させていただきます。

大塚万丈

『経済団体連合会十年史』p.493
経済団体連合会 1962年

経済民主化と労使同権化

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた
「財閥解体で三井財閥の
株券をトラックで移送」
する様子を示した写真を
省略させていただきます。

岡崎哲二『工業化の軌跡』p.259 読売新聞社 1997年

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた

「読売争議」

の写真を省略させていただきます。

17 読売争議 生産管理闘争の先駆。読売新聞労組は、経営陣中の戦争犯罪人の追放、編集の民主化を実現した。

松尾尊兌著『集英社版 日本の歴史 (21)／国際国家への出発』
p.35 集英社 1993年

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた

「産別会議結成大会」

の写真を省略させていただきます。

56 産別会議結成大会 (1946. 8. 19) 政党支持の自由と組合民主主義の原則が掲げられたものの、日本共産党の強い影響下にあった。

松尾尊兌著『集英社版 日本の歴史 (21)／国際国家への出発』p.72 集英社 1993年

資料5「企業民主化試案」(修正資本主義の構想)

昭和二十二年十一月発表

- 経済同友会企業民主化研究会委員長大塚万丈の名において発表されたものであるが、彼は当時日本特殊鋼管の社長で、経済同友会の中心人物。
- 彼は当時いちはやく「修正資本主義」をとなえていた。
- 彼の考え方の根本は、『社会主義も極端に画一主義に走れば、人間性を殺すことになる。資本主義も極端な自由放任にまかせると混乱のもとになる。わたしはこの中間に当然新しい立場が生れるべきものとする』というのである。
- ……この大塚が委員長となった「経済民主化研究会」は、1947年初組織され、しばしば会合を開いて検討したが、…7月1日成案を得たのが、「企業民主化試案」であった。

「企業民主化試案」

- 緒言
- 第一部 序論
 - 一、経済民主化の定義
 - 二、経済民主化と社会化
 - 三、わが国における経済民主化の在り方
 - 四、日本経済民主化の現段階
 - 五、アメリカにおける株式企業の発展
 - 六、アメリカにおける経済民主化の一形態としての人事管理
- 第二部 企業の民主化
 - 一、企業協同有制度の確立
 - 二、資本と経営との分離
 - 三、企業総会の新設
 - 四、株主総会の改組及び労働者総会並に経薯総会の新設
 - 五、最低保証制度の確立
 - 六、企業利潤の分配
 - 七、企業危険の負担
 - 八、経営協議会
 - 九、労働組合

著作権処理の都合で、

この場所に挿入されていた

「大塚万丈の肖像画」

を省略させていただきます。

『経済団体連合会十年史』p.493
経済団体連合会 1962年

「企業民主化試案」の要点

序論

● 『経済民主化の狙いとするところを一口にいえば産業の運営に対して直接または間接に関係のある人を洩れなく、それに参画しめ、その意思をここに反映せしめんとするものである』と、これを換言すれば、一国産業の運営をすべての関係者の意思—全体意思としては総意、個別意思としては創意—に基づいて行なうという点に有し、このことは同時にそれが関係者の責任と協力とにおいてなされるということに外ならないのである。しかして、この意味において経済民主化は結局において、関係者中の絶対多数を占める勤労大衆、就中労働者・農民の地位の向上ということに通じるといえよう』と、経済民主化を規定している。

「企業民主化試案」の要点

●一、企業の所有関係の民主化

● 『企業財産は経・労・資三者の共同運営する企業体たる法人の所有とする』にあり、『企業財産の増殖分に対して経営者および労働者にも株主と同一の支配権を認める』ことにより『事実上の共有関係』すなわち『**協同有**』をつくり出そうとした。

●二、「企業総会」をもうけることを提唱。

● **最高意志決定機関として、経・労・資三者代表が構成する「企業総会」を設け、「経営協議会」は、その下にある執行補助機関として存続させる。**

「企業民主化試案」の要点

●三、「労働総会」及び「経営者総会」の新設

●株主総会は、企業の最高意思決定機関とは考えず単に『企業総会を構成すべき定数の株主代表および監査役を選任し、かつ必要ある場合には、株主としての意見を表示する機関』としたがこれと同じような趣旨から「労働者総会」と「経営者総会」を新設することとした。いずれも企業総会におけるそれぞれの代表の選出母体にほかならない。

●四、「最低保証制度」の確立と利潤分配

●株主はもはや従来のような意味における企業の主人公ではない。株主は『企業の構成分子の一員として、経営者が経営を提供し、労働者が労働を提供すると同じ意味において資本を提供する』のである。したがって、利潤のあがった場合には、これを三者間に平等原則にしたがって分配しなければならぬ。このために資本に対しては少なくとも「金利に相当する代価」を一種の「基本配当」として支払うが、これと同じ意味で経営者及び労働者には生活を保護する神給与を保証することとした。

「企業民主化試案」の要点

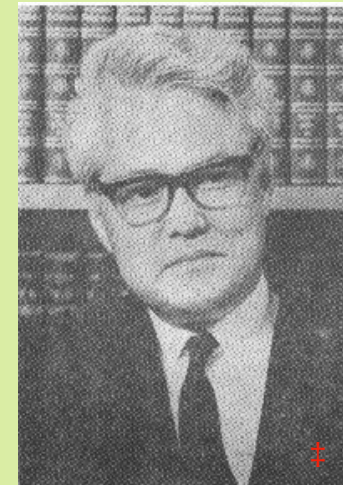
●五、労働組合の立場

●『労働も、資本及び経営と並んで、企業者業の主人公たる地位を占めることになれば、労働組合そのものの性格もまた趣きを異にしてくるが、この新体制においても、労働は一面において企業の主体たる地位を占めると同時に、他面依然として企業に対して雇傭関係に立つものである』。

●それまでの労働組合が、企業経営の外部にあって労働者の利益を擁護する立前にあったが、この試案では、『**企業経営の内部に入ってその経営効率を高めることによって労働者の利益を増進する**』立前に立つとされる。

経済同友会決議の背景

- 系譜的・起源としては
- 資料5の企業民主化試案
- 資料7以下の経済新体制



ラッセル協会初代会長

[ラッセル研究者と愛好家のためのポータル・サイト]
<http://www005.upp.so-net.ne.jp/russell/>

資料6 笠信太郎『日本経済の再編成』

- 縮小再生産の危機にある日本経済の現状を打開するために**利潤原理に基づく企業のあり方を根本的に変革し、生産力の発展を阻害するすべてのものを除去する**。そのために経理を公開し、統制して一方で生産を上げていくことが企業の指導者の責任である。
- 企業の経理を統制し利潤を統制することによって、**資本主義の自由経済的側面を排除して、企業を利潤ではなく生産を目的とする組織につくりかえなければならない**。
- そのように改組された企業を単位としてカルテルを作り、そのカルテルが経済統制を担当していくことにすれば、カルテルもメンバーの企業の利益を考えなくてよいので純粹に統制の実を上げるだろう。これまでの「外から上から」の統制を「内から下から」の統制に切り替えるべきである。

資料8 「経済新体制確立要綱」原案

- 「企業を利潤追求を第一義とする資本の支配より離脱せしめ国民生産協同体の一員立場に立ち国家の目的に従い生産の質と量との確保増強を中心として各自の創意と能力と責任とに於いて経営せらるるごとく改革す」となっていた。
- つまり、利潤追求の否定 生産単位として国家目的に従属→財界の反対→「有機的一体」

資料7

協調会時局対策委員会「労資関係調整方策」

1938年3月

- 「産業は、事業者従業員各自の職分によって結ばれた有機体的組織体である」
- → これに対する批判(財界から)「方策」は「労働と事業者を挙げて資本を無視している」

経済同友会決議の背景

- 系譜的・起源としては
- 資料5の企業民主化試案
- 資料7以下の経済新体制

いずれも出資の専権的な支配を否定し、経営者資本主義的な考え方に立つ。

- 理論的には バーリ・ミーンズの経営者革命論
- その日本への影響は、1930年代半ばから
- 例 西野嘉一郎『近代株式会社論』1935、森山書店
- 増地庸治郎『株式会社』1937、巖松堂
- 株式の分散が日本でもすでに始まっていることを実証。

資料4 1964年1月訪日した日米合同委員会のメンバー・ ホッジス商務長官『実業家の良心』

「自由企業が封建制の束縛を脱しつつあった時代には、自由企業の倫理は、競争という概念に基づいて考えられた。この場合の競争とは、製品ごとに多数の独立した生産者が存在して、他人に迷惑をかけないような競争であった。従って企業は、社会の法と道徳に従って、最大の利潤を追求すれば、公共の利益にもなると考えられていた。

ところが、今日の巨大企業間の競争は、この古典的な競争とは関係がない。どの大企業の経営者も、他人の福祉に影響を与える大きな権力をもっている。この権力は、大量生産には必要であるが、半面乱用される危険がある。従って、その権力は責任の裏づけが要求される。企業活動によって直接影響をうける株主、労働者、消費者、供給者などの利益の調和と国の利益の双方を考え、ときには株主の利益と対立しても、この社会的な調和を図ることが経営者の責任である。経営者は、現代企業に即応した倫理綱領を自ら生み出し、リーダーシップをとるべきで、さもないと外部からの圧迫によって、企業の自由は失われる。

（土屋喬雄 『日本経営理念史』 日本経済新聞社 1964年より）

これらの経営学者たちの研究の意味

- 戦間期に、「企業観」がアメリカを先導役として変容した。

「経営者資本主義」の優位

- 企業形態の差異は 出資のリスクの処理の方法によって生ずる。

①企業の機能は、出資者の金を預かって増やすことと定義された企業観と

これに対抗する

②財やサービスの生産者としての企業の機能を重視する企業観

- マルクス経済学流に言えば自己増殖する価値という意味での資本概念と同一なのは①の企業観 これはプリンシパル—エージェントの関係で説明しうるもので「金儲け」が自己目的化する。

- そうした企業観の否定が同友会につながる企業観

未解決の問題

- こうした所有の否定につながるような考え方がなぜ受け入れられたのか。
- それは日本における企業に対する考え方としては、戦争のための一時的混乱であったとは言えない、戦後に改革のプランとして積極的に主張されたことの意味。
- 従って、受け入れた理由を戦時体制の帰するのは誤りであろう。